

(公表資料)

## 第5回地方共同の金融機構のあり方検討会の主な意見

日時 平成20年11月26日(水) 10時～12時00分

場所 総務省5階第4特別会議室

出席者 神野会長、池ノ内委員、木内委員、木村委員、佐藤委員、伊藤特別委員、岡村特別委員(代理出席)、荒木特別委員、井手特別委員、小西特別委員、林特別委員、堀場特別委員  
望月審議官、佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、本島公営企業課理事官、鈴木公営企業課理事官、坂越地方債課課長補佐

- 貸付条件が公的資金とさほど変わらないのであれば、地元からの借入れの維持も必要と考えている。
- 地方公営企業等金融機構が地方のニーズを踏まえ、自立的に一般会計貸付もできるようになることは意義が深い。
- その際、国からの出資を求めないことは機構発足の経緯から考えて当然。
- 機構は地方自らが設立した法人であるから、新たな出資は、地方自らがメリット、デメリットをよく見極めて慎重に判断していく必要があると考える。
- 機構の業務について、出資者たる地方公共団体の要請に即した貸付あるいは、超長期資金の提供を中心とし、地方のニーズを踏まえた貸付対象、貸付期間、利率設定方式、繰上償還の扱い等を行うことは、相対的に資金調達能力の弱い町村から見て大いに期待する内容。
- 一方、1. 2兆円の準備金の国への返還にどう対応するのか、貸付対象拡大が将来の経営の安定性が確保されるのかどうか、経営に影響が出る場合に追加出資することとされないか、金利条件が地方の財政に影響を及ぼすことはないか、等の懸念もあり、メリット、デメリットを慎重に検証しておく必要がある。
- 機構に一般会計の地方債を引き受けていただく際にどの貸付年限の部分を中心に担ってもらうか。バーゼルⅡの規制等もあり、長期は民間金融機関では次第に担えなくなっていることを考慮すべき。超長期債とするのか、10年債中心とするのか等のタームを整理すべき。
- 諸外国では公営企業会計への貸付けのみに特化した共同調達機関の例はないことも明記すれば、説得力があるのでないか。
- 合理的な経済行動から考えて、貸付けを公営企業のみの特化することは

おかしいのではないか。

- 諸外国ではモラルハザードへの対応はどうしているのか。
- 機構の貸付業務の重点化を図る旨の法律規定はおかしい点をもっと強調すべきでないか。
- 共同機構構想に係るこれまでの歴史で、戦前等は資金不足の中での話であり、現在資金が十分ある中での話であるため、両者を切り離して整理しないと積年の宿題という点が批判されるのではないか。基本的には資金調達は自己責任で自らやるべきだが、小規模市町村は難しいから共同機構という説明の流れがいいのではないか。
- 1920年代に地方の財政需要が大幅に増加し、財政格差も拡大したが、義務教の国庫負担金により財政調整を行った。この財政調整では追いつかなくなり、交付税制度や税源移譲が出てくる。そのような中、1932年に日銀引受けが開始され、財投資金の対応を大幅に増加したことにより、大きな転換を迎え、本議論は下火になった。近年の財投の縮小を受け財投による仕組みでは資金需要を満たせないことが明らかになったのだから再び歴史の方向に沿い本来の分権の流れに戻すことが必要となったという流れでの説明が適切でないか。明治はおいておき、大正期以降の整理が必要ではないか。
- 公庫ができた時に公営企業のみ対象を限定されたのは、償還財源が料金収入だったので、税収を基盤とする一般会計債よりも安全で、規律も働くという議論はなかったのか。
- 政策金融との関係でいうと、今回の件は地方が既に有する権限を用いて地方債を共同で発行するということであるから、国の政策金融には入らないのは当然のこと。しかし一方で、この共同発行の地方債を国が地財計画でカウントし、財源不足への手段として位置づけるのであれば「政策金融ではない」とは言い切れな感じがする。この点、さらなる説明が必要かもしれない。
- 分権という歴史の経緯から来る共同機構の必要性と、景気対策へのセーフティネットとしての資金対応から来る必要性の両者の間がピタッとつながっていないように感じる。
- 地方で景気対策含めこういう資金ニーズが現在あり、将来生じうるため、それを分権の立場から理解し、対応するという論理構成であれば円滑に両者がつながるのでないか。
- 交付税制度等がない時の戦前の構想と現在の議論は状況が大きく異なると状況認識してしまうと、交付税制度が創設した後も、昭和50年代を含め、何度も本構想が出てきたことを説明できなくなる。交付税制度

- の点よりも、地域金融の問題と資金ニーズの点が鍵となるのではないか。歴史に地域金融の点も膨らまして入れて整理してもいいのではないか。
- モラルハザードの議論は機構の設立時にも議論され決着済みであり、何故今回再び論じなければならないのか。国債も貸し手と借り手が一緒ということでは同じではないか。何故地方だけそのような議論が必要なのか。
  - 一般会計貸付けも行うとモラルハザードが増大するということが論理的に説明が困難であるならば、公営企業会計貸付けを行っていた際と同じ現在の仕組みにより対応されるので、問題ないというだけではないのか。そもそも一般会計債である臨三事業は既に対象としていることから質的に変わるという説明はおかしい。
  - スウェーデン地方金融公社についてS & Pが高い評価をしているのは、税源移譲が進んでいること、財政調整制度がしっかりしていること、均衡財政法制が徹底されていること、会計制度が透明であることにより、要は財政制度へのマーケットの信頼を基礎としている。我が国においても健全化法による対応、会計の透明性の向上に努めてきており、税源移譲も分権改革等で取組み中であり、あとは、財政調整制度がしっかりしていることをマーケットにアピールしていくことが必要でないか。
  - 近年、財投が絞られ、交付税も縮小してきている中、金融危機が生じ、戦前の状態に非常に近い状態が生じてきている。
  - スウェーデンは経常支出が多い等でモラルハザードが生じにくく、借換債の資金需要が極めて強い。今後我が国でも借換のニーズが大きくなることが問題ではないか。
  - モラルハザードの意味は使用者によって異なると考えられるので、その具体的な内容を明確にして議論する必要があるのではないか。例えばそれが、リスクや貸倒れの確率増大を意味するのならば、現在の制度的仕組みではそれらが起きにくいことを議論すればよい。この意味で、健全化法の仕組みや効果を明示することも悪くないのでないか。
  - 国からの増資を求めないことを明記すれば、今回の件は国の関与を受けない、地方固有の問題であることが明確になるのでないか。
  - 他国の地方債の議論については、同時に歳出の役割を見ないときちんとした議論ができないのでないか。
  - 他国を参考にしても問題ないのでないか。地方債の信頼性の問題と機構の仕組みは別の問題でないか。
  - モラルハザードの議論について、健全化法の仕組みは触れる必要がない

- のでないか。
- 地域金融の観点から心配があり、その点を整理し、膨らませた方がいいのではないか。
  - 分権の観点から制度の必要性を書いた方が良いのでないか。
  - 公営競技納付金については、一般会計貸付けも行うため当然そのための利下げにも使う制度設計になると言い切ればいいのでないか。
  - 全体的にすっきりと、地財審の主張するところを明確にまとめた方がいい。
  - 自己責任で資金調達すべきことが前提であることを押さえなければ、全て共同機構でやるべきとなり、分権等に反してしまう。自己責任の前提で、弱い市町村等は共同でやるとの説明になるのでないか。
  - 現行の財務基盤が量的に十分かという議論は重要であり、それも踏まえあまり貸付規模を大幅に拡大することには問題があるのではないか。
  - 基本的な筋としては、100年に1度の金融危機対応と分権の観点から今回の共同機構の話を説明し、併せて、財投改革と政策金融改革も考慮しようという流れになるのではないか。
  - 歴史から教訓が引き出せる部分は記述し、あとの部分は参考資料として添付することでいいのではないか。